

令和3年3月19日開催

石狩市教育委員会会議（3月臨時会）資料

<議案第2号>

- ・石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について・・・P1～P2

石 狩 市 教 育 委 員 会

<議案第2号>

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則

石狩市教育委員会行政組織に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(課及び教育機関の設置)</p> <p>第3条 部に置く課は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>教育支援センター</u></p> <p>2 略</p> <p>(職名)</p> <p>第5条 部に部長を置く。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 課 <u>(教育支援センターを除く。)</u>に課長を、<u>教育支援センターにセンター長を、公民館に館長を、市民図書館に副館長を、学校給食センター及び厚田学校給食センターにセンター長を置く。</u></p> <p>5～9 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第9条 第3条に定める課の掌握する事務は次のとおりとする。</p> <p>総務企画課～浜益生涯学習課 略</p> <p><u>教育支援センター</u></p> <p>(1) <u>教育支援センター</u>の管理運営に関すること。</p>	<p>(課及び教育機関の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>教育支援課</u></p> <p>2 略</p> <p>(職名)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 課に課長を、公民館に館長を、市民図書館に副館長を、学校給食センター及び厚田学校給食センターにセンター長を置く。</p> <p>5～9 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第9条 略</p> <p>総務企画課～浜益生涯学習課 略</p> <p><u>教育支援課</u></p> <p>(1) <u>適応指導教室</u>の管理運営に関すること。</p>

(2)～(9) 略 2～4 略	(2)～(9) 略 2～4 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。